

## 職員の定年引上げの概要等について

### 1 趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確な対応の観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承していくことが必要であることから、定年引上げに関する地方公務員法が改正された。この改正を踏まえ、本区においても職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、定年退職者等の再任用に係る経過措置として、暫定再任用について定める。

### 2 概要

#### 定年の引上げ

職員の定年を現行60歳のところ、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げて、令和13年4月に65歳とする。

期 間	定年年齢
令和 5年4月1日から令和 7年3月31日まで	61歳
令和 7年4月1日から令和 9年3月31日まで	62歳
令和 9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和13年4月1日から	65歳

保健所に勤務する医師及び歯科医師で、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の定年は、現行どおり65歳とする。

#### 管理監督職勤務上限年齢制の導入

##### ア 趣旨

組織の新陳代謝を確保し、組織全体としての活力を維持するため、管理監督職に就いている職員を、管理監督職勤務上限年齢(60歳)に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間(異動期間)に、管理監督職以外の職へ異動させる。

上記2 の医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。

##### イ 管理監督職勤務上限年齢制の特例(特例任用)

管理監督職勤務上限年齢制により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずる場合等の一定の事由又は事情がある場合は、勤務延長型特例任用(最長3年間)又は異動可能型特例任用(最長5年間)として、職員の異動期間の末日後も異動期間中に就いていた管理監督職に引き続いて就かせることができる。

#### 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、短時間勤務の職に採用する

ことができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入する。

現行の再任用制度の暫定的な存置（暫定再任用制度）

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、定年退職後の職員を65歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様の「暫定再任用制度」を存置する。

高齢者部分休業制度の導入

ア 趣旨

職員の定年引上げ等を踏まえ、高齢層職員（60歳以上の職員）の勤務形態の選択肢を広げることで、加齢による心身の変化を補い、仕事と家庭の両立を支援する観点から、高齢者部分休業制度を導入する。

イ 取得可能な時間

当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位とする。

### 3 定年引上げ後の給与・退職手当

給与

60歳に達した日以後、最初の4月1日（以下「特定日」という。）から給料月額は従前の7割となる。なお、管理監督職勤務上限年齢制により降任となった場合、特定日以後、7割措置後の給料月額に調整額を加算し、管理監督職として受けていた給料月額の7割水準の額が支給される。

退職手当

特定日以後に退職した場合、給料月額が7割となったことにより、特定日前日に退職した場合と比べ不利益とならないよう措置する。

### 4 条例の制定・改正について

職員の定年引上げ等に当たり、次のとおり条例の制定・改正を行う。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

付則で職員の再任用に関する条例を廃止

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年 9月	条例改正等に係る議案の上程（9月議会）
令和4年10月	対象職員への周知
令和5年 4月	定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度、高齢者部分休業制度の開始 令和5年度は定年前再任用短時間勤務制及び高齢者部分休業制度の対象者はなし